

○農林水産省令第 号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

農林水産大臣 若林 正俊

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（交付金の金額の算定の特例）

第二条 平成十九年産の対象農産物に係る交付金を交付する場合における第一条の規定の適用については、

同条中「金額（その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）」とあるのは、「金額」とする。

2 前項に規定する場合における施行規則第十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「当該交付金の金額の三分の一に相当する額」とあるのは、「当該交付金の金額の三分の一に相当する額（その額が積立金の額を超えるときは、積立金の全額）」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（交付金の金額の算定の特例）</p> <p>第二条 平成十九年産の対象農産物に係る交付金を交付する場合における第一条の規定の適用については、同条中「金額（その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）」とあるのは、「金額」とする。</p> <p>2 前項に規定する場合における施行規則第十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「当該交付金の金額の三分の一に相当する額」とあるのは、「当該交付金の金額の三分の一に相当する額（その額が積立金の額を超えるときは、積立金の全額）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。</p>

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令案 読替表

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）

読 替 後	読 替 前
<p>（交付金の金額の算定）</p> <p>第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た金額とする。</p>	<p>（交付金の金額の算定）</p> <p>第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た金額（その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。</p>

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）

読 替 後	読 替 前
<p>（積立金の基準）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。</p> <p>一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額（その額が積立金の額を超えるときは、積立金の全額）</p> <p>二 七（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（積立金の基準）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。</p> <p>一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額</p> <p>二 七（略）</p> <p>3（略）</p>

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令案 参照条文

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第八十八号）

（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付）

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者（収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算定した金額とする。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年八月七日農林水産省令第七十二号）

（交付金の金額の算定）

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た金額（その金額が同項の積立金の額に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

第二条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第十一條第一項に規定する地域（以下「地域」という。）別及び対象農産物（法第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）の種類別に交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）における単位面積当たりの收穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単収」という。）を当該地域別及び対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な收穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「標準単収」という。）で除して得た割合のいづれかが、次の各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回った場合（当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額（施行規則第十一條第一項に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。以下同じ。）が当該地域における単位面積当たり標準的収入額（施行規則第十二條第一項に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。以下同じ。）を上回った場合を除く。）における前条の規定の適用については、同条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは、「〇・九を乗じて得た額から共済金相当額（第三条の規定により算定される額をいう。）を控除して得た額」とする。

- 一 米穀 九割
- 二 春期には種する小麦（主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。） 九割
- 三 秋期には種する小麦（主として九月から十一月までの間には種することにより生産される小麦をいう。） 九割
- 四 二条大麦 九割
- 五 六条大麦 九割
- 六 はだか麦 九割
- 七 大豆 九割
- 八 てん菜 九割
- 九 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 九割

（共済金相当額の算定）

第三条 共済金相当額は、地域における対象農産物（当該地域における対象農産物に係る交付前年度単収を当該対象農産物に係る標準単収で除して得た割合が前条各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったもの）に限り、当該地域における交

付前年度単位面積当たり収入額が当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回ったものを除く。)に係る第一号に掲げる価額に第二号に掲げる数量をそれぞれ乗じて得た額(その額が、当該地域における当該対象農産物に係る単位面積当たり標準的収入額から交付前年度単位面積当たり収入額を控除した額に〇・九を乗じて得た額を上回る場合にあつては、その乗じて得た額)に、対象農業者(法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。)の当該対象農産物の交付前年度生産面積(施行規則第十一条第一項に規定する交付前年度生産面積をいう。)をそれぞれ乗じて得た額を合算して得た額とする。

一 地域別及び対象農産物の種類別に対象農産物の数量当たりの価額として農林水産大臣が定めるもの

二 当該地域における当該対象農産物に係る標準単収に当該対象農産物に係る前条各号に定める割合を乗じて得たものから当該地域における当該対象農産物に係る交付前年度単収を控除したもの

附 則

この省令は、法の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成十八年六月二十七日農林水産省令第五十九号)

(積立金の基準)

第十三条 (略)

2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。

一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額

二七 (略)

3 (略)